



熊本県公報

目次

議会の召集	(財政課)	一
熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱の一部改正	(環境保全課)	一
指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	一
証紙売りさばぎ人の指定の取消し	(会計課)	二
熊本県入札監視委員会設置要綱	(監理課)	二
熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱	("	三
救急医療機関に関する認定	(医務福祉課)	八
道路の区域変更	(道路維持課)	八
"	("	九
公 告		
環境制御型走査電子顕微鏡の購入に係る契約相手方等の決定	(私学文書課)	九
開発行為に関する工事の完了	(建築課)	九
競争入札参加資格審査申請の受付	(監理課)	九
肥料登録有効期間更新	(経営技術課)	一〇
登 載 依 頼		
有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議の開催	(有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会)	一一
有明地域保健医療推進協議会の会議の開催	(有明地域保健医療推進協議会)	一一
熊本県立装飾古墳館協議会の会議の開催	(熊本県立装飾古墳館協議会)	一一

保健医療推進協議会計画調査検討委員会の会議の開催

(保健医療推進協議会計画調査検討委員会) 一一

感染症対策会議の開催

(感染症対策会議) 一二

熊本県立教育センター協議会の会議の開催

(熊本県立教育センター協議会) 一三

告 示

熊本県告示第百十九号

平成十四年二月二十七日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第百二十号

熊本県大気汚染緊急時対策実施要綱(昭和六十三年熊本県告示第百四十三号)の一部を次のように改正する。
平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

別表三八代市の項設置場所の欄中、「(ハ)ヤマト町」を、「(ハ)ヤマト町(二)」に改める。

熊本県告示第百二十一号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所事業所を次のとおり指定した。
平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
指定通所介護昭孝園 熊本市黒髪一―丁三十七	有限会社 健康福祉社ア フティアル	平成十四年二月一日

熊本県告示第百二十二号

熊本県収入証紙条例(昭和三十九年熊本県条例第二十四号)第五条第一項の規定により、売りさばき人の指定を次のように取り消す。

平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

住所	名称及び代表者氏名	取消年月日
熊本市神水二丁目三七七	社団法人熊本県建築士会 会長 村橋 久昭	平成十四年二月二十八日
本渡市太田町一番地	あまくさ農業協同組合 代表理事組合長 井手尾 菊夫	
本渡市楠浦町九九四六番地の一	天草森林組合 代表理事組合長 池田 定行	
本渡市本渡町大字広瀬一七六一六	天草開発協同組合 代表理事 吉永 一郎	

熊本県告示第百二十三号

熊本県入札監視委員会設置要綱を次のように定める。

平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県入札監視委員会設置要綱

(目的)

第一条 県が発注する工事に関し、入札及び契約事務の適正な執行を図るため、熊本県入札監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

一 県が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況等について報告を受けること。

二 県が発注した工事のうち委員会が抽出したものに關し、一般競争参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等について審議を行い、意見の具申を行うこと。

三 公募型指名競争入札、通常指名競争入札及び随意契約において、指名されなかった者に対する選定部局の長の理由説明に不服がある場合の二次苦情の申立てについて審議を行うこと。

(委員会の委員及び組織)

第三条 委員は、公共工事に関する学識経験等を有し、人格、識見等に優れ、公正中立の立場を堅持できる者のうちから知事が委嘱する。

2 委員会は、委員五人以内をもって組織する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第四条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

3 委員会は、「定例会議」と「随時会議」で構成する。

4 第二条の事務に係る「定例会議」は、原則として三箇月に一回開催する。

5 委員長は、必要に応じ「随時会議」を開催する。

6 前二項に規定する会議の議事の概要を公表する。

(抽出の委任)

第六条 委員会は、第二条第二号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。

2 当番委員は、定例会議において、自ら行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出の方法)

第七条 抽出は、別に定める入札契約方式別発注工事一覧表の中から入札契約方式別に、無作為の方法によって行う。

(意見の具申)

第八条 委員会は、第一条第一号又は第二号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象工事に係る理由、経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、知事に対して意見の具申を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申を行った場合には、公表を行うものとする。

(二次苦情処理)

第九条 委員会は、第二条第三号の事務に関し、二次苦情の申立てがあつたときは、却下すべき場合を除き、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を選定部局の長に

議を行うこと。

報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、二次苦情申立があつた日からおおむね五十日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第十条 委員は、第二条第二号又は第三号の事務に関しては、自己又は三親等以内の親族の利害に係るある審議に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第十一条 委員は、第二条の事務を処理するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第十二条 委員会の庶務は、土木部監理課において処理する。

(その他)

第十三条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

熊本県告示第百二十四号

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱を次のように定める。

平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要綱

(目的)

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第百二十七号。以下「法」という。）及び法第十五条第一項の規定に基づき公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成十三年三月九日閣議決定）において、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理する仕組みを整備するよう定められた趣旨等を踏まえ、工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理については、本要綱により行う。

(対象工事)

第二条 本要綱により苦情処理の対象となる工事は、次の各号に定めるものとする。ただし、予定価格が二百五十万円を超えないものを除く。

一 公募型指名競争入札方式によつた工事

二 前号以外の指名競争入札方式（以下「通常指名競争入札方式」という。）によつた工事

三 随意契約によつた工事

2 予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第三条第一項に規定する総務大臣が定める額以上の工事については、「熊本県政府調達苦情検討委員会設置要綱」（平成八年熊本県告示第四百四十六号の二）に基づき熊本県政府調達苦情検討委員会により苦情処理を行うものとする。

(審議機関)

第三条 一次苦情申立ての処理機関は、当該工事の建設業者の選定を行つた建設業者指名審査会とする。

2 二次苦情申立ての処理機関は、熊本県入札監視委員会とする。

(非指名理由等の通知)

第四条 対象工事の建設業者の選定を行つた建設業者指名審査会を所管する部局の長（以下「選定部局の長」という。）は、公募型指名競争入札において、技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかつた者に対して、指名しなかつた旨及び指名しなかつた理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知するものとする。

(苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲)

第五条 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は次の各号に掲げるものとする。

一 公募型指名競争入札

技術資料を提出した者のうち、非指名理由の通知を受理した者で、当該非指名理由に対して不服がある者は、選定部局の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

二 通常指名競争入札

当該入札と同一の工事種別に登録がある有資格業者のうち、当該通常指名競争に参加できる者として指名されなかつたことに対して不服がある者は、選定部局の長に対して非指名理由についての説明を求めることができる。

三 随意契約方式

当該契約と同一の工事種別に対応する建設業法（昭和二十四年法律第百号）の建設工事の種類について建設業の許可を有する者（建設業法第三条第一項に規定する「許可」を受けている者をいう。）で、当該契約の相手方として選定されなかつた理由に対して不服がある者は、選定部局の長に対して当該契約の相手方として選定されなかつた理由についての説明を求めることができる。

(苦情の申立ての方法)

第六条 苦情の申立ては、次の各号に掲げる期間内に、苦情申立書（別記様式一）により、選定部局の長に対して行うものとする。

なお、書面には、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、不服のある事項及び不服の根拠となる事項について記載するものとする。

一 前条第一号及び第二号に掲げる苦情にあつては、選定部局の長が指名業者名の公表を行った日の翌日から起算してから五日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第十号）第一条に規定する熊本県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内

二 前条第三号に掲げる苦情にあつては、選定部局の長が随意契約の相手方の公表を行った日の翌日から起算して五日（休日を含まない。）以内

（苦情申立てへの回答）

第七条 苦情の申立てがあつた場合は、選定部局の長は苦情を申し立てることができる最終日の翌日から起算して七日（休日を含まない。）以内に苦情申立てに係る回答書（別記様式二。以下「回答書」という。）により回答を行うものとする。

ただし、苦情件数が多数に及び等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

（苦情の申立ての却下）

第八条 選定部局の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができるものとする。

（苦情の申立てについての教示）

第九条 選定部局の長は、苦情の申立てができる旨の教示を次の各号により行うものとする。ただし、本要綱の対象工事に係るものに限る。

一 公募型指名競争入札方式にあつては、非指名通知に、第五条第一号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

二 通常指名競争入札方式にあつては、第五条第二号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

三 随意契約方式にあつては、第五条第三号に掲げる苦情申立てができる旨を教示する。

（苦情処理手続に係る明示）

第十条 選定部局の長は、第五条から第七条に係る手続について、次の各号により明示するものとする。ただし、本要綱により対象となる工事に限るものとする。

一 第五条第一号に係る手続については、非指名通知書に記載する。

二 第五条第二号に係る手続については、入札一覧表に記載する。

三 第五条第三号に係る手続については、契約結果表に記載する。

（一次苦情処理結果概要の公表）

第十一条 選定部局の長は、申立者に回答を行ったときは、一次苦情処理結果概要（別記様式三）を速やかに公表するものとする。

（二次苦情の申立てができる者）

第十二条 回答書を受理した申立者であつて、回答書による説明に不服がある者は、選定部局の長に対して、二次苦情の申立てを行うことができる。

（二次苦情申立ての方法）

第十三条 二次苦情の申立ては、選定部局の長から回答書を受け取った日から七日（休日を含まない。）以内に、二次苦情申立書（別記様式四）により選定部局の長に対して行うことができるものとする。

2 二次苦情の申立てがあつた場合、選定部局の長は、速やかに、「熊本県入札監視委員会設置要綱」（平成十四年熊本県告示第百二十三号）により設置される熊本県入札監視委員会（以下「入札監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札監視委員会の審議に係る具体的な手続、二次苦情申立書の様式等については、本要綱及び熊本県入札監視委員会設置要綱によるものとする。

（二次苦情申立てへの回答）

第十四条 選定部局の長は、申立者に対し、入札監視委員会の審議の結果を踏まえつつ、入札監視委員会から審議の報告を受けた日の翌日から起算して七日（休日を含まない。）以内に、その結果を二次苦情申立てに係る回答書（別記様式五）により回答するものとする。

（二次苦情の申立ての却下）

第十五条 選定部局の長は、申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、申立て後七日以内（休日を含まない。）にその申立てを却下することができるものとする。

（二次苦情申立てについての教示）

第十六条 選定部局の長は、回答書中に、二次苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（二次苦情処理手続に係る明示）

第十七条 選定部局の長は、第十二条から第十四条に係る手続について、第七条に定める回答書中に記載して明示するほか、第十条の方法により明示するものとする。

（二次苦情処理結果の公表）

第十八条 選定部局の長は、二次苦情申立者に回答を行ったときには、二次苦情処理結果概要（別記様式六）を速やかに公表するものとする。

附則

1 本要綱は、平成十四年四月一日から施行する。

2 本要綱による措置は、施行日前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、なお、従前の例によるものとする。

3 第一条第一項の規定の適用については、当面、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が一千万円を超えないものを対象工事から除外するものとする。

別記様式1

苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

(選定部局の長)

様

(苦情申立者の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

(電話番号)

印

1 苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

別記様式 2

平成 年 月 日 第 号

商号又は名称
代表者名

様

(選定部局の長)

苦情申立てに係る回答書

平成 年 月 日付けで申立てがあった不服事項等については、下記のとおり回答します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明

3 二次苦情申立てについて

本回答書について異議がある場合は、二次苦情の申立てを行うことができます。
二次苦情の申立てを行う場合は、本回答書を受理した日から7日(熊本県の休日を含めない。)以内
に書面により行うものとし、申立者の氏名及び住所、申立ての対象となる工事、本回答
書に対し不服のある事項、不服の根拠となる事項等について記載してください。

別記様式 3

一次苦情処理結果概要

1 一次苦情処理申立ての概要

申立日	平成 年 月 日
申立者	住所 商号又は名称 代表者名 電話番号
一次苦情の内容	1 一次苦情申立ての対象となる工事名 2 不服のある事項 3 2の主張の根拠となる事項
申立先	

2 回答の概要

回答日	平成 年 月 日
回答者	
回答の内容	

別記様式 4

二 次 苦 情 申 立 書

平成 年 月 日

(選定部局の長)

様

(二次苦情申立者の住所・氏名)

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

(電話番号)

1 二次苦情申立ての対象となる工事名

2 不服のある事項

3 2の主張の根拠となる事項

別記様式 5

第 号
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者名

様

(選定部局の長)

二 次 苦 情 申 立 て に 係 る 回 答 書

平成 年 月 日付けて申立てがあった不服事項等について、下記のとおり回答
します。

記

1 工事名

2 申立事項への説明

別記様式 6

二 次 苦 情 处 理 結 果 概 要

1 二 次 苦 情 处 理 申 立 の 概 要

申 立 日	平成 年 月 日
申 立 者	住所 商号又は名称 代表者名 電話番号
二 次 苦 情 の 内 容	1 二 次 苦 情 申 立 の 対 象 と なる 工 事 名 2 不 服 の ある 事 項 3 2 の 主 張 の 根 拠 と なる 事 項
申 立 先	

2 回 答 の 概 要

回 答 日	平成 年 月 日
回 答 者	
回 答 の 内 容	

熊 本 県 告 示 第 百 一 十 五 号

次 の 医 療 機 関 を 救 急 病 院 等 を 定 め る 省 令 (昭 和 三 十 九 年 厚 生 省 令 第 八 号) 第 一 条 に 定 め る 救 急 医 療 機 関 に 認 定 し た の で 、 同 令 第 一 条 の 規 定 に よ り 告 示 す る 。

平 成 十 四 年 二 月 十 五 日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

救 急 医 療 機 関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
矢 部 広 域 病 院	上 益 城 郡 矢 部 町 大 字 下 馬 尾 二 百 四	平 成 十 四 年 一 月 一 日 か ら 平 成 十 七 年 一 月 三 十 一 日 まで
国 民 健 康 保 険 蘇 陽 病 院	阿 蘇 郡 蘇 陽 町 大 字 滝 上 五 百 二 十 六	平 成 十 四 年 一 月 一 日 か ら 平 成 十 七 年 一 月 三 十 一 日 まで

熊 本 県 告 示 第 百 一 十 六 号

道 路 法 (昭 和 二 十 七 年 法 律 第 百 八 十 号) 第 十 八 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 次 の と お り 道 路 の 区 域 を 変 更 す る 。

そ の 関 係 図 面 は 、 平 成 十 四 年 二 月 十 五 日 か ら 六 十 日 間 、 熊 本 県 土 木 部 道 路 維 持 課 に お い て 一 般 の 縦 覧 に 供 す る 。

平 成 十 四 年 二 月 十 五 日

熊 本 県 知 事 潮 谷 義 子

一 道 路 の 種 類 、 路 線 名 及 び 区 域 変 更 す る 区 間 等

道 路 の 種 類	路 線 名	区 域 変 更 す る 区 間	幅 員 延 長		備 考
			前	後	
一 般 道 路	小 峰 川 内 線 同 所	上 益 城 郡 清 和 村 大 字 小 峰 字 南 一 四 一 九 番 地 先 から 字 小 峰 一 七 〇 四 番 地 先 まで	四 ・ 七	二 六 ・ 八	八 四 九 ・ 一
			一 三 ・ 五	一 三 ・ 〇	
					緊 道 整

二 区 域 変 更 す る 期 日 平 成 十 四 年 二 月 十 五 日

熊本県告示第百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十四年二月十五日から六十日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	幅員延長		備考
			前	後	
一般引地	本渡市本町大字本字鶴	七八六五番二地先から 七八六二番二地先まで	五・三 五・九	五・三 五・九	美化側溝
県道	本町線	同所	五・九 五・〇	五・九 五・〇	

二 区域変更する期日 平成十四年二月十五日

公 告

熊本県公告第百九号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第二百七十二号）第十一条の規定に基づき、契約の相手方等について次のとおり公示する。

平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 調達物品の名称及び数量

環境制御型走査電子顕微鏡 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

熊本県立大学事務局会計課

郵便番号八六二一〇九二〇 熊本市月出三丁目一番一〇〇号

電話番号〇九六―三八三二二九二九 内線二四〇

三 契約の相手方を決定した日

平成十三年十二月五日

四 契約の相手方の氏名及び住所

熊本市上南部二丁目十六番三十七号

株式会社 フジコーガク

五 契約金額（総額）

六千九百五十六万二千五百円（うち消費税及び地方消費税の額三百三十一万二千五百円）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 入札公告日

平成十三年十月二十六日

八 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年五月三日政令第十六号）第百六十七条の二第一項第六号による。

熊本県公告第百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

上益城郡益城町大字古閑字豊之内三〇一番

千九百九十二・八七平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東野二丁目一八番三号

有限会社みた商事

熊本県公告第百十一号

平成十五年度及び平成十六年度において、熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者競争入札参加に必要な資格（以下「競争入札参加資格」という。）

の審査申請の方法等について、次のとおり公告する。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第三条の適用を受ける調達契約について、その資格審査を申請する者にあつては、この限りでない。

平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 申請の対象者

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第一項に規定する建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者

二 申請の受付

1 申請方法

申請は持参によるものとし、郵送及び電送による申請は認めない。

2 受付期間

ア 平成十四年中に法第二十七条の二十三の規定に基づき本県が実施する経営事項審査（平成十四年熊本県公告第七十号）の申請を行うとき。

イ 平成十五年一月九日（木曜日）から平成十五年一月十日（金曜日）まで。（受付時間は、午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。））

3 受付場所

ア 2のアの場合は、知事が別に定める受付場所

イ 2のイの場合は、熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁行政棟本館

熊本県土木部監理課建設業係

三 提出書類及び提出部数

競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

四 持参書類

1 平成十四年に本県が実施した経営事項審査に係る経営事項審査結果通知書（当該通知書の送付を受けていない者にあつては、経営事項審査申請書及び工事種類別完成工事高（審査済印があるものに限る。））

2 審査日現在有効な建設業許可に係る許可通知書又はその他建設業許可を有することを証する書面

五 資格審査

1 地方自治法施行令第六十七条の四及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱に基づき、競争入札参加資格の有無について審査を行う。

2 三に掲げる提出書類及び四に掲げる持参書類に不足がある者並びに申請直前一箇年の営業年度における工事実績がない業種については申請を受け付けない。

六 競争入札参加資格の有効期間

今回の申請に係る競争入札参加資格については、平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までとする。

七 問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

熊本市水前寺六丁目十八番一号 電話〇九六一三三三一一一

（内線）六〇一九・六〇二〇・六〇二二

熊本県公告第百十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第一項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき公告する。

平成十四年二月十五日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号 熊本県肥 第二二九五号	肥料の 種類 混合石灰 灰	肥料の名称 果樹園芸用 粒状混合石 灰	保証成分量 % アルカリ分 ：五〇・〇 可溶性苦土 ：九・〇	その他の 規格 含有を許 される有害 成分の最大 量及びその 他の制限事 項は、公定 規格のとおり	生産業者の 氏名又は 名称及び住所 白雲石工業株 式会社 兵庫県尼崎市 元浜町四丁目 七八番地	更新した 年月日 平成十四年 一月二十五日
------------------------	------------------------	------------------------------	---	---	--	--------------------------------

登 載 依 頼

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第三号

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の会議を次のとおり開催する。

平成十四年二月十五日

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会

会長 松 本 欣 一

一 開催日時

平成十四年二月二十一日(木)

午後一時半から午後二時半まで

二 開催場所

玉名市富尾八八八

九州看護福祉大学 五階 五四四教室

三 議題

1 平成十四年度病院群輪番制の日程(計画)について

2 有明地域健康危機管理の推進について

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第締め切る。

六 問い合わせ先

玉名市岩崎一〇〇四一

有明地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局

(熊本県有明保健所総務企画課)

(電話〇九六八七二二二八四)

有明地域保健医療推進協議会公告第四号

有明地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

平成十四年二月十五日

有明地域保健医療推進協議会長 尾 方 克 巳

一 開催日時

平成十四年二月二十一日(木)

午後三時から午後五時まで

二 開催場所

玉名市富尾八八八

九州看護福祉大学 五階 五四四教室

三 議題

1 有明地域保健医療計画の推進について

2 救急医療専門部会の報告について

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第締め切る。

六 問い合わせ先

玉名市岩崎一〇〇四一

有明地域保健医療推進協議会事務局(熊本県有明保健所総務企画課)

(電話〇九六八七二二二八四)

熊本県立装飾古墳館協議会公告第一号

熊本県立装飾古墳館協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年二月十五日

熊本県立装飾古墳館協議会

会長 杉 焼 義 文

一 開催日時

平成十四年二月二十二日(金)

午後一時三十分から午後三時三十分まで

二 開催場所

熊本県鹿本郡鹿央町岩原三〇八五番地

熊本県立装飾古墳館 集団学習室

三 議題

1 平成十三年度事業実績について

2 平成十四年度事業について

3 当館運営の概要について

4 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県鹿本郡鹿央町岩原三〇八五番地

熊本県立装飾古墳館協議会事務局（熊本県立装飾古墳館総務課）

（電話〇九六八―三六一―二二五一）

熊本県保健医療推進協議会計画調査検討委員会公告第一号

熊本県保健医療推進協議会計画調査検討委員会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年二月十五日

熊本県保健医療推進協議会計画調査検討委員会

委員長 柏 木 明

一 開催日時

平成十四年二月十八日（月）

午後三時から午後五時まで

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺一丁目三十三―十八

水前寺共済会館 二階 「孔雀の間」

三 議題

1 基礎調査の中間報告について

2 保健医療圏の設定について

3 第四次保健医療計画の骨子案について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県保健医療推進協議会計画調査検討委員会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課政策班）

（電話〇九六一―三八三―一〇〇〇 内線 七〇二〇）

熊本県感染症対策会議公告第一号

熊本県感染症対策会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年二月十五日

熊本県感染症対策会議

会長 遠 藤 文 夫

一 開催日時

平成十四年二月二十八日（木）

午後一時から午後三時まで

二 開催場所

熊本市水前寺公園二八―五一

熊本テルサ

三 議題

健康危機管理マニュアルについて

バイオテロ対策について

インフルエンザ対策について

ピブリオバルニフィカス患者発生時の対応について

四 傍聴者の定員

十五人
五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県健康福祉部健康増進課

(電話〇九六―三八三―一一一 内線七〇七九)

熊本県立教育センター協議会公告第一号

熊本県立教育センター協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十四年二月十五日

熊本県立教育センター協議会長 川 上 清 司

一 開催日時

平成十四年二月二十五日(月)

午後二時から午後四時まで

二 開催場所

山鹿市小原

熊本県立教育センター 第二研修室

三 議題

1 今後の県立教育センターに期待するもの

2 教職員の資質向上に関して教育センターの果たす役割について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

山鹿市小原

熊本県立教育センター協議会事務局(熊本県立教育センター総務課)

平成十四年二月十五日
熊本印刷所
熊本印刷所
熊本印刷所
熊本印刷所
熊本印刷所
熊本印刷所
熊本印刷所
熊本印刷所
熊本印刷所

印刷所

熊本市国府四丁目一〇一
株式会社熊本印刷所
電話代〇九六一二八六二三番社八



古紙配合率100%